

募集型・受注型団体旅行誘致促進事業助成金交付要綱

(事業の目的及び内容)

第1条 高松市内及び三木町内に1泊以上の宿泊を伴う旅行の募集型・受注型団体旅行商品(以下「団体旅行」という。)に対し、観光客の誘致拡大を目的に助成要件を満たす団体旅行に限り助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、助成要件を満たす団体旅行を企画実施した旅行会社とする。

(助成要件)

第3条 それぞれ助成対象とする内容の要件をすべて満たし、事前に公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー理事長(以下「理事長」という。)に助成金を申請し、理事長が承認した団体旅行とする。

(1) 高松市内及び三木町内の宿泊施設に1泊以上の宿泊をするものとする。ただし、高松市内及び近隣町内(三木町・綾川町・直島町)の観光地を1か所以上訪問・滞在するものとする。

(2) 宿泊施設が、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー(以下「当財団」という。)賛助会員施設又は賛助会員団体の会員施設であるもの。

(3) 香川県外から出発し、出発地に帰着するものとする。

(4) 1団体(台)の構成人数が15名以上(ガイド・ドライバーを除く。)であるもの。ただし、1事業(企画・企業・団体)につき10団までとする。

(5) 次のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

ア 企画された商品が、高松市及び近隣町への観光目的でないもの(宗教、政治、興行、学校行事、視察、大会等への参加を目的とするもの、並びに、公序良俗に反する内容と判断されるとき。)

イ 受注型企画旅行の場合、発注元が、宗教、政治を目的とする団体

ウ 募集型企画旅行の場合、チラシ等に高松を紹介する文章・写真等が記載・掲載されていないとき

エ その他、理事長が不相当と認めるもの

(助成額)

第4条 助成額は、次のとおりとする。

(1) 1団体(台)あたり

旅程に屋島山上の訪問が含まれるもの 35,000円

それ以外のもの 25,000円

(2) 前1号で貸切バスを利用した場合は、旅程(2回以上予定されている場合は、1回の旅程)が完了したときを1台とする。

(3) 第1号で貸切バスを利用しない場合は、旅程(2回以上予定されている場合は、1回の旅程)が完了したときを1団体(台)とする。

(助成金対象期間)

第5条 助成金対象期間は、次に定める期間とし、団体旅行が、出発する日を基準に、その団体旅行がどの期間に属するかを決定する。

(1) 上期 4月1日から9月30日まで

(2) 下期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の期間は、本要綱の施行日から開始し、理事長が別に定める場合を除き、次年度以降も同期間とする。

(予算及びキャンセル待ち)

第6条 理事長は、前条第1項各号に定める期間内の予算額をあらかじめ定め、その予算額を超えて申請があった場合には、第7条に定める申請を受け付けることはできない。

2 当財団事務局は、申請者に対し、前項により受け付けることができなかった申請又は申請の意思表示（FAX又は電子メールによる申請書類の送信を言う。）に対し、第5条第1項に掲げる期間毎に、申請又は申請の意志表示が到達した順に順位を付し、キャンセル待ちである旨を書面により通知しなければならない。

3 理事長は、第8条により交付決定を受けた団体旅行が、催行されなかったため、又は、催行されても助成要件を満たすことができなかったため助成金の対象とならないことが、第9条並びに第10条の定めにより確認できた場合、前項に規定する申請を受け付けた順に、出発日が属する年度の予算額まで交付決定を行うことができる。

4 上期期間内のすべての団体旅行の実績報告が終了し、かつ、予算に余りがある場合には、上期の余りの予算額は、下期予算額に上乗せすることができる。

(申請)

第7条 助成を受けようとする者は、助成金申請書（様式第1号）を、関係書類とともに10日前までに理事長に提出するものとする。

2 前条第2項のキャンセル待ちの通知を受けた申請者は、前項の規定に関わらず、当財団事務局より要請があった後速やかに、理事長に対し、前項に定める書類を提出するものとする。

(助成金交付決定)

第8条 理事長は、前条の申請に基づき助成の可否の決定を行い、交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に対し通知する。

(助成の条件及び特記事項)

第9条 助成金交付の目的を達するため、申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、了承したものとする。

(1) 助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合、事業を中止する場合、催行実績がなかった場合、若しくは催行人数が助成対象条件を満たなかった場合には、理事長に変更・中止申請書（様式第2号）を提出し、その承認を受けること。

(2) 虚偽の申請や報告がなされた場合は、助成金の支払いを取り消すこととする。

(3) 高松市及び当財団の実施する他の助成事業との重複は認めない。

(4) 事業費が予算の範囲を超える場合は、申請を受理しないものとする。

(5) その他要綱に定めのない事項については、申請者と当財団が協議して定めるものとする。

2 理事長は、前項第1号の場合においては、変更・中止承認通知書(様式第7号)により、申請者に対し承認した旨を通知する。

(実績報告等)

第10条 助成事業申請者は、交付決定を受けた期間に個別の催行実績があった場合、その催行が完了した日のあった月のすべての実績を、月次報告書(様式第5号)により、翌月10日までに報告を行うものとする。なお、請求書(様式第4号)も同時に提出することとする。また、交付決定を受けた最終の月は、月次報告書に加え、実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 前号の規定にかかわらず、申請期間が1日からその月の末日までの間であった場合又は助成金の受け取りをすべての催行完了後に希望する場合は、月次報告書は、省略できるものとする。

(助成金の交付)

第11条 理事長は、前条の実績報告書等に基づき、その内容の審査を行い、交付を指令するときは、助成金交付指令書(様式第8号)により申請者に通知し、申請者からの請求を受け、助成金を交付する。

(その他)

第12条 この要綱に定めのないものに関しては、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成22年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

2 本附則施行日以降に、綾川町または直島町に所在する宿泊施設が、当財団賛助会員となった場合は、入会日をもって、第1条中「高松市内及び三木町内」及び第3条第1項第1号中「高松市内及び三木町内」を、賛助会員となった宿泊施設が所在する町名を追加して読み替えることとする。

3 本附則施行日以降に、高松市、三木町または前号の規定により読み替えて追加された町に所在する賛助会員宿泊施設が、当財団賛助会員を退会し、当該市またはいずれかの町内に賛助会員宿泊施設が存在しなくなった場合で、かつ、存在しなくなった年度の末日を迎えても存在しない場合は、存在しなくなった年度の末日をもって、第1条中「高松市内及び三木町内」及び第3条第1項第1号中「高松市内及び三木町内」（前号の規定により読み替えられた場合も含む。）を、賛助会員となった宿泊施設が存在しなくなった市町名を削除して読み替えることとする。

附 則

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。